産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

長崎県知事

様

申請者〒

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 (TEL) (F A X)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の 許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃 棄物の種類(当該産業廃棄物 に石綿含有産業廃棄物、水銀 使用製品産業廃棄物又は水銀 含有ばいじん等が含まれる場 合は、その旨を含む。)及び 積替え又は保管を行うかどう かを明らかにすること。) 事務所 電話番号 事務所及び事業場の所在地 事業場 電話番号 事業の用に供する施設の種類 及び数量 積替え又は保管を行う場合には、積 替え又は保管を行うすべての場所の 所在地及び面積並びに当該場所ごと にそれぞれ積替え又は保管を行う産 業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製 品産業廃棄物又は水銀含有ばいじ 長崎市・佐世保市における ん等が含まれる場合は、その旨を 有 · 無 産業廃棄物の積替え保管 含む。)、積み替えのための保管上 限及び積み上げることができる高さ (有りの場合は当該許可証の写しを添付すること。) ※ 事務処理欄

(日本産業規格 A列4番)

		(第2面)	1
 既に処理業の許可 (他の都道府県の	都道府	f県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
ものを含む。)を有している場合に			
その許可番号(申請中の場合には甲			
請年月日)	-		
間十月日 <i>)</i>			
申請者(個人である場合)	•		
(ふりがな) 生 4	年 月 日	本	籍
氏 名 生	— /1 H	住	所
		_	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 ************************************	5	住	所
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<u>'</u>		
法定代理人(申請者が法第14条)	第5項第2号バ	- に規定する未成	 送年者である場合)
(個人である場合)			
(ふりがな) # /	' -	本	籍
氏 名 生 :	年 月 日	住	所
(法人である場合)		Г	
(ふりがな)	_	住	所
名	`		
加具 (社会体理 L	7 担人)		
役員(法定代理人が法人であ (ふりがな)	ション (1997年) 主 年 月 日	本	籍
	<u>ロークテロー</u> 役職名・呼称	住	
	2 17		~·
役員(申請者が法人である場合)			
	年 月 日	本	籍
	名・呼称	住	
			_

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

	発行済株式の			株	出資の額		
	総数						
	(ふりがな)	生年月日		の数又は出資の金額	本	•	籍
	氏名又は名称	エーハロ	割	合	本 住		所
令	第6条の10に規定	定する使用人	(申請者	に当該使用	人がある場	(合)	
	(ふりがな)	生年月日	1		*		籍
	氏 名	役職名・呼	际	ſ	È		所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 長崎県知事が定める部数を提出すること。
 - ※正本1部(本課用)、副本2部(保健所控え1部、申請者控え1部)

(県外、長崎市及び佐世保市内に事業場を有する方が直接資源循環推進課へ申請する場合は、 保健所控えは不要です。)

\•/ -		1/1	TRE
•ו =		ホル	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と
※ ≡	F数:	17	泪凩

産業廃棄物処理業許可に係る欠格条項について

申請者が次のいずれかに該当する場合、産業廃棄物処理業の不許可対象となります。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号関係
 - イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過し ない者
 - ニ ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ②浄化槽法
 - ③大気汚染防止法 ④騒音規制法
- 訓法 ⑤海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
 - ⑥水質汚濁防止法 (7)悪臭防止法 ⑧振動規制法
 - ⑨特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ⑩ダイオキシン類対策特別措置法
 - ⑪ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
 - (12) (1)~(1)の法令に基づく処分
 - ⑬暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)
 - ④刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条
 - 15暴力行為等処罰ニ関スル法律
 - 以上①~⑬の規定に違反、又は⑭~⑮の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ホ ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。) 若しくは第2項 若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。) 若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において準用する場合を含む。)
 - ②浄化槽法第41条第2項
 - 以上①~②の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
 - ※ 当該許可を取り消された者が法人である場合(リ〜ルに該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。
 - へ 以上ホの①~②の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった 日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、一般廃棄物又は産業廃棄物の収 集運搬業又は処分業の全部廃止の届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - ト への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは政令使用人又は個人の政令使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - チーその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - リ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該 当するもの
 - ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号関係
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イ~チまでのいずれかに該当する者
 - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」 という)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
 - ニ 法人でその役員又は「政令で定める使用人」のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
 - ※「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの。以下において同じ
 - (1) 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
 - (2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しく は再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
 - ホ 個人で「政令で定める使用人」のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
 - へ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

東京法務局への「登記されていないことの証明書」の申請について

「登記されていないことの証明書」(登記事項証明書)とは、成年被後見人、被保佐人等の登記が されていないことを証明するものです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律における産業廃棄物処理業の許可申請の際、あらかじめ東京法務局より「登記されていないことの証明書」(登記事項証明書)の交付を受ける必要があります(許可申請書の第2面及び第3面に記載された者全員分が必要)。

成年後見制度とは

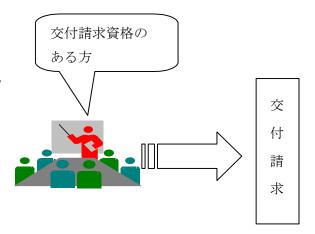
認知症の方、知的障害のある方など判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのがこの制度です。以前の禁治産・準禁治産制度は戸籍に記載されていましたが、取引の安全の保護と本人のプライバシー保護の観点から平成12年4月に成年後見登記制度へ移行し、一定の者に限定して登記の有無の情報開示が行えることになっています。

1 申請方法

- ①最寄りの法務局の窓口で申請してください。
- ②東京法務局あて郵送により申請してください。

2 手数料

1通につき、300円の「登記印紙」を 最寄りの法務局又は中央郵便局等で購入 ください。



3 郵送による申請のしかた

申請書に登記印紙を貼付のうえ、返信用封筒(長3サイズ(23cm×12cm)の封筒に宛名を明記・切手を貼付したもの)を同封し、下記送付先あて郵送してください。

 $\mp 102 - 8226$

<送付先>

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

電話03-5213-1234(代)、03-5213-1360(直)

<申請書配布場所>

最寄りの法務局(本局、支局、出張所)

※インターネットのホームページ上から申請書をダウンロードすることもできます。 法務省ホームページ ⇒ http://www.moj.go.jp/ONLINE/GUARDIAN/7-1.html

4 その他

- ・本人以外で請求できるのは、本人の配偶者または四親等以内の親族です。この場合、戸籍謄抄本 等親族関係を証する書面が必要となります。
- ・代理人が申請する場合は、本人からの委任状が必要です。
- ・証明事項は、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」こととしてください。
- ・郵送による場合、証明書の到着まで10日程度かかる場合があります。早めに手続きをされることをお勧めします。
- ・その他、申請にあたりご不明な点がありましたら、最寄りの法務局にお問い合わせください。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律関連のお問い合わせは、 最寄りの県立保健所または長崎県資源循環推進課(TEL095-895-2375)まで。

産業廃棄物 及び 特別管理産業廃棄物 の種類

●産業廃棄物 (丸数字は特定の事業活動に限定されます)

⑧木くず 15鉱さい 1燃え殻 2汚泥 ⑨繊維くず 16がれき類 3廃油 ⑩動植物性残さ ①動物のふん尿 4 廃酸 18動物の死体 ⑪動物系固形不要物 5 廃アルカリ 12ゴムくず 19ばいじん 6 廃プラスチック類 13金属くず 20 13号廃棄物(前項の廃棄物及び輸入され ⑦紙くず 14ガラスくず・コンクリートくず た廃棄物を処分するために処理したもの) 及び陶磁器くず

●特別管理産業廃棄物

- 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)
- 2 廃酸 (pH2. 0以下のもの)
- 3 廃アルカリ (pH12.5以上のもの)
- 4 感染性産業廃棄物
- 特定有害産業廃棄物
 - (1) 廃 P C B 等 (2) PCB汚染物 (3) PCB処理物 (4) 廃水銀等
 - (6) 鉱さい(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及び (5) 指定下水汚泥 これを処分するために処理したもの(下記一覧表のとおり)
 - (7) 廃石綿等 (8) 特定有害物質を含むもの(下記一覧表のとおり)

特定有害物質を含む特別管理産業廃棄物一覧表(○印が該当)

	燃え		燃え殻・ばいじん・鉱さい			廃油		汚泥・廃酸・廃アルカリ			
	燃え殻	ばいじん	拠さ	処理物 (廃酸・ ^{廃アルカリ})	処理物 (廃酸・ 魔アルカリルト)	処理物 (廃酸・ ^{廃アルカリ})	処理物 (廃酸・ 廃アルカリ以外)	汚泥	廃酸・ 廃アルカリ	処理物 (廃酸・ ^{廃アルカリ})	処理物 (廃酸・ 磨アルカリリルト)
水銀		0	0	\bigcirc 1)	\bigcirc 1)			0	0	0	0
カドミウム	0	0	0	0	0			0	0	0	0
鉛	0	0	0	0	0			0	0	0	0
有機燐								0	0	0	0
六価クロム	0	0	0	0	0			0	0	0	0
砒素	0	0	0	0	0			0	0	0	0
シアン								0	0	0	0
PCB						0	0	0	0	0	0
トリクロロエチレン						0	0	0	0	0	0
テトラクロロエチレン						0	0	0	0	0	0
ジクロロメタン						0	0	0	0	0	0
四塩化炭素						0	0	0	0	0	0
1,2-ジクロロエタン						0	0	0	0	0	0
1,1-ジクロロエチレン						0	0	0	0	0	0
シス-1,2ジクロロエチレン						0	0	0	0	0	0
1,1,1-トリクロロエタン						0	0	0	0	0	0
1,1,2-トリクロロエタン						0	0	0	0	0	0
1, 3-ジクロロプロペン						0	0	0	0	0	0
チウラム								0	0	0	0
シマジン								0	0	0	0
チオベンカルブ								0	0	0	0
ベンゼン						0	0	0	0	0	0
セレン又はその化合物	0	0	0	0	0			0	0	0	0
1,4-ジオキサン		0		$\bigcirc^{2)}$	$\bigcirc^{2)}$	0	0	0	0	0	0
ダイオキシン類	\bigcirc	0		$\bigcirc_{3)}$	$\bigcirc_{3)}$			0	0	0	0

- (注) 燃え殻・ばいじん・鉱さいの処理物について、1)は燃え殻を除き、2)はばいじんのみ、3)は鉱さいを除く。(9) 廃棄物焼却炉である特定施設において輸入された廃棄物(「航行廃棄物」及び「携帯廃棄物」を除く。以下「輸入廃棄物」という。)の焼却に伴って生じたばいじん又は燃え殻(これらに含まれるダイオキシン類の量がダイオキンン類対策特別措置法第24条第1項に定める基準を越えるもの。)及びこれらを処分するために処理したもの。(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)(10)廃棄物焼却炉である特定施設(廃ガス洗浄施設を有するもの。)において輸入廃棄物の焼却には、アナビを近過(廃ガス洗浄施設を有するもの。)であってダイオキシン類を含むもの
- に伴って生じた汚泥(廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。) であってダイオキシン類を含むもの 及び当該汚泥を処分するために処理したもの。(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)
- 6 輸入廃棄物の焼却施設おいて発生するばいじんであって集じん施設によって集められたものもの 及び当該ばいじんを処分するために処理したもの。(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。) 7 廃棄物焼却炉である特定施設において輸入廃棄物の焼却に伴って発生したばいじん又は燃え殻(こ
- れらに含まれるダイオキシン類の量がダイオキシン類対策特別措置法第24条第1項に定める基準を越えるも
- の)及びこれらを処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。) 8 廃棄物焼却炉である特定施設(廃ガス洗浄施設を有するもの。)において輸入廃棄物の焼却に伴って発生した汚泥(廃がス洗浄施設から排出されたものに限る。)でダイオキンン類を含むもの及び当該汚泥を処分するために処理したもの。(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。) 9 ばいじん(集じん施設によって集められたものであって、輸入廃棄物であるものに限る。)
- 10燃え殻(輸入廃棄物であるものに限る。)であってダイオキンン類を含むもの(環境省令で定める基準に 適合しないものに限る。)
- 11 汚泥(輸入廃棄物であるものに限る。) であってダイオキンン類を含むもの(環境省令で定める基準に適 合しないものに限る。)

事業	計画	iのホ	既要
* *		V /	ツレメ

1	車業の全体計画	(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)	1
т.	世来 ツナル 中山 凹		,

2. 取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等

	・・収り収り産業成り産減及り産業等					
	産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又 はm³/月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行 う場合には積替え又 は保管を行う場所の 所在地	予定運搬先の 名称及び所在 地 (処分場の名 称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

	運搬施設の概 運搬車両-						
	車体の		自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又	は使用者	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
事務所の	の所在地				1	1	
駐車場の	の所在地						
(2)	その他の道	重搬施設	の概要				
運搬	常容器等の名	5 称	用途	容	量	備	考

(第3面)
(3) 積替施設又は保管施設の概要
①所在地
②保管する産業廃棄物の種類及び保管数量
※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の 見取り図を添付すること

			(第4面)				
	務の具体的な計	・画(車両毎の月	用途、収集運	搬業務を行	う時間、	休業日及び従	業員数を
含む。) (1) 車両毎の	田途						
	/п. <u>ж</u>						
(2)収集運搬	業務を行う時間	j					
(3) 休業日							
		谷 当		!			
		VC2	,-2 729 - 1 4 H/ 1	-	年	月	日現在
由誌老刀は中	政令第 6 条の 10	+n∋k /n ===== ₩-			+		口 5亿1工
申請者又は申請者の登記上	で準用する第 4	相談役、顧問等 申請者の登記	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
の役員	条の 7 に規定す る使用人	外の役員	4 4/4 5	, , , , , ,	11 /15		H #1
人	人	人	人	人	人	. 人	人

5.環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。) (1)運搬に際し講ずる措置
(o)
(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置
(3) その他

(第6面) 運搬車両の写真

		721/N 1 1 1 2 2 7 7
	車登録番号	
又に	は車両番号	
前面写真		面(真正面)を撮影すること。 プレートが確認できること。
側面写真	・名称等の ※既に許可 名)」、「記	面(真横)を撮影すること。 車体の表示が確認できること。 を有している場合には所定の事項(「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名(事業者 宇可番号」)が表示されていること。 示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。 撮影 年 月 日

(第7面) 運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途			
	・容器等の全体が写るように	ご撮影する	こと。		
		撮影	年	月	月
運搬容器等の名称		用途			
	・容器等の全体が写るように	ご撮影する 撮影	こと。	月	田

(第8面)

			事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法
	Þ	可 訳	金 額 (千円)
)開始に要する 全 の 総 額	
		土 地	
		事 務 所	
		収集運搬車両	
		積替保管施設	
	自	己資金	
調	借	入 金	
達		(借入先名)	
方			
法	そ	の他	
	堆	資	
備考	÷	内訳欄の事項に	こついては、事業計画に応じ適宜変更すること

(第9面)

		資 産	に厚	引する	調書	(個人用)				
	T					1		<u>F</u>	月	日現在
資産の種別	内	容		数	量		価格、	金額	(千円)	
現金預金										
有価証券										
未収入金										
売 掛 金										
受取手形										
土 地										
建物										
備品										
車 両										
その他										
	資	産	計							
負債の種別	内	容		数	量		価格、	金額	(千円)	
長期借入金										
長期借入金短期借入金										
短期借入金										
短期借入金 未 払 金										
短期借入金 未 払 金 預 り 金										
短期借入金 未 払 金 預 り 金 前 受 金										
短期借入金 未 払 金 預 り 金 前 受 金 買 掛 金										
短期借入金 未 払 金 預 り 金 前 受 金 買 掛 金 支払手形										

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

長崎県知事

様

申請者 住所

> 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号に規定する欠格要件

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 法第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者

法第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの(注1)
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 二 この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注2)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。) 若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。) 若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。) 又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。) に該当することにより許可が取り消された場合を除く。) においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号) 第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。) であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- へ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。) 又は浄化槽法第41条第 2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日 又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。) の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは 運搬若しくは処分(再生することを含む。) の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の 事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があ った場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある 法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(注3)であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止につ いて相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(注3)であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないも の
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- へ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (注1)心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものとは、次のとおり 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (注2)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(令第4条の6)とは、次のとおり 大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- (注3)政令で定める使用人(令第4条の7)とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの
 - ① 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
 - ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分 若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

	:	積替え保	管行為説明	書		
所 在 地					面積	m [*]
	①表示の有知	 		有		無
施設の構造	②囲いの有象	!		有		無
	③床面の構造	告				
保管する産業 廃棄物の種類	平均的な 搬出量 (㎡/日)	保管期間 (日)	最大保管 数 量 (m³)	積み上げ 上 限 高 (m)	保(: 管 の 場 所 「屋内・屋外)

事前選別に関する説明書								
所 在 地								
事前選別対象 廃棄物の名称								
①事前選別を行う	場所				(屋内・屋	是外)		
②表示の有無			 有	無				
		囲いの有無		無				
③飛散・流出の防	īt.	囲い構造						
対策	<i>,</i> —	容器又はシート等の使用						
		その他						
	I I baka	薬剤の散布	有	無	(月	回)		
④悪臭発生の防止	対策	その他						
⑤衛生害虫発生防	址	薬剤の散布	有	無	(月	回)		
対策		その他						
		床面の構造						
	1 /11/10	油水分離漕の有無	有	無				
⑥地下浸透防止対	「東	排水溝の有無	有	無				
		その他						
	I. I. Sarkan	見回り点検等の実施	有	無				
⑦火災発生等防止対策		その他						
事前選別における	作業に	7口—						

事務所平面図

事務所所在地	
1. 事務所の 2. 敷地内の	見取図を記載すること。 配置だけでなく、事務所(建物)内の間取りが分かるよう記載すること。
	(日本産業規格 A列4番)

事務所付近図

- 1. 事務所の付近図を記載すること。(住宅地図等の写し等でも可)
- 2. 事務所、事業場、積替保管場所が近隣に存在する等、まとめて記載できる場合は、いずれかの付近図台紙に記載して、他を省略すること。

		事	業	場	平	面	义	₹]
事業場所在地								
土地所有者	住所							氏名
建物所有者	住所							氏名

- 1. 事業場内の建物や駐車場の配置がわかる見取図を記載すること。
- 2. 土地、建物の所有権を有することを証明する書類(登記簿謄本等)を添付すること。
- 3. 所有権がない場合には登記簿謄本等及び使用する権原を有することを証明する書類(賃貸借 契約書の写し又は使用承諾書)を添付すること。
- 4. 事業場、積替保管場所が同一地である等、まとめて記載できる場合は、いずれかの平面図台 紙に記載して、他を省略すること。

事 業 場 付 近 図

- 1. 事業場の付近図を記載すること。(住宅地図等の写し等でも可) 2. 事務所、事業場、積替保管場所が近隣に存在する等、まとめて記載できる場合は、いずれか
 - の付近図台紙に記載して、他を省略すること。

待扶促勞坦邱亚西図

		傾俗体官場別半曲凶				
積替之保管場 所所在地						
土地所有者	住所		氏名			
建物所有者	住所		氏名			
1. 当該申請	に係る	積替保管施設が複数ある場合は別葉として、	そのす	べてについ	て記載す	るこ

- と。
- 2. 土地、建物の所有権を有することを証明する書類(登記簿謄本等)を添付すること。
- 3. 所有権がない場合には登記簿謄本等及び使用する権原を有することを証明する書類(賃貸借 契約書の写し又は使用承諾書)を添付すること。
- 4. 事業場、積替保管場所が同一地である等、まとめて記載できる場合は、いずれかの平面図台 紙に記載して、他を省略すること。

積替保管場所付近図・立面図・断面図・構造図・設計計算書
1. 積替保管施設の付近図、立面図、断面図、構造図、設計計算書を記載すること。 2. 平面図は、事務所、事業場、積替保管場所が近隣に存在する等、まとめて記載できる場合は、
いずれかの台紙に記載して省略することができる。

土地・建物・車両等使用承諾書

下記の物件(車両領	等) を	産業廃棄	物処理業の用	に使用する	ことを	承諾し	ます。
土地:					(m²)
建物:					(m²)
車両等:							
					年	月	日
	借主	住所					
		氏名					
	代二						
	貸主	住所					
		氏名					印

当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

		,		
講習の種類 新規・更新	修了年月日	年	三 月	日
修了者の氏名	修了者の役職等			
《修了証(写し)貼付け欄> ※(財)日本産業廃棄物処理振興産業廃棄物の収集または運搬に縮小コピーし欄内に貼り付ける	関する講習会」の			
上記の者は、役員、もしくは、(特別管理) 産業廃棄物の処理に関し、廃棄物の処理及び清 掃に関する法律施行令第6条の10に定める使用 人(①本店又は支店、主たる事務所又は従たる 事務所の代表者 ②産業廃棄物の処理に係る契 約を締結する権限を有する者)であることを申		年	月日	I
告します。	(法人にお	あっては名称及	をび氏名)	